

## 寄居町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに寄居町監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年10月27日

寄居町監査委員 花輪 敏男

寄居町監査委員 笠原 則夫

### 記

1. 実施月日      10月6日（月） 午前9時00分～午後3時11分  
                    10月7日（火） 午前9時00分～午後2時25分

2. 実施場所      寄居町役場第3委員会室及び現地

### 3. 監査対象

#### （1）委託料

- ①職員健康診断業務委託料
- ②婚活イベント業務委託料
- ③戸籍振り仮名通知書作成業務委託料
- ④地域福祉計画等策定業務委託料
- ⑤アライグマ等外来野生生物捕獲業務委託料
- ⑥AR等活用デジタルコンテンツ業務委託料
- ⑦人権問題意識調査業務委託料

#### （2）補助金・交付金

- ①保育所等入所児童施設型給付費
- ②観光農業推進協議会補助金
- ③協働の道づくり事業補助金

#### （3）工事請負費

- ①議場設備整備工事（ライブ字幕機器設置）
- ②町道107号線道路補修工事
- ③町道1102号線道路整備工事
- ④保健福祉総合センター施設整備工事
- ⑤総合体育館整備工事（屋根補修工事）
- ⑥防災行政無線更新工事

#### 4. 監査目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、事務事業の執行が法令に適合しているか、また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として寄居町監査基準（令和2年4月施行）及び令和7年度寄居町監査計画に基づき、令和7年度定例監査を実施した。

なお、監査に当たっては、町民の視線から執行状況を確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保を図るとともに、住民福祉の増進に資することに意を用いた。

#### 5. 監査結果

##### （1）委託料

###### ①職員健康診断業務委託料

- ・ 契約書の委託単価の表記について
- ・ 契約の相手方について
- ・ 契約方法について
- ・ 深谷市の単価について
- ・ 印紙の添付について
- ・ 健康診断の対象職員について
- ・ 今年度の健康診断受診者数について
- ・ 健康診断結果伴う保健指導について
- ・ 人間ドックを受診した場合の対応について
- ・ ストレスチェックの活用目的について
- ・ 健康診断を受診しない理由について
- ・ 衛生管理者の設置について

###### ②婚活イベント業務委託料

- ・ 委託業者が大阪府の業者となった理由について
- ・ 婚活の特徴について
- ・ 婚活イベントの参加に踏み切れない方への支援の工夫について
- ・ 予算額と契約額の差額について
- ・ イベントの成果について
- ・ 株式会社トータルマリアージュサポートの他市町村の実績について
- ・ 結婚に至ったかの追跡のため記念品を差し上げることにについて
- ・ シニア世代の婚活について

###### ③戸籍振り仮名通知書作成業務委託料

- ・ 予算額と契約額の差額について

- ・財源について
- ・町外在住者の対応について
- ・修正の申出の中で極端な読み方の申出の有無について
- ・親が子どもの振り仮名を返事した場合の修正について
- ・申出の100件の内容について
- ・戸籍振り仮名通知書作成業務の完了について
- ・国庫補助の対象の範囲について
- ・通知の印刷費、郵送料以外にかかる費用について

#### ④地域福祉計画等策定業務委託料

- ・地域福祉計画の活用について
- ・国庫補助又は県補助金の申請の条件になることについて
- ・計画策定の目的について
- ・職員の議論の状況について
- ・委員会での議論の内容について
- ・地域福祉計画に携わっている担当課について
- ・再犯防止推進計画を福祉課で策定することについて
- ・委託業者の委員会の出席と会議録の作成について
- ・契約方法について
- ・指名業者数について
- ・応札の最高額について
- ・第1期計画、第2期計画の契約業者について
- ・地域計画株式会社の受注実績について

#### ⑤アライグマ等外来野生生物捕獲業務委託料

- ・指名業者数について
- ・長期継続契約としたことについて
- ・「アライグマ等」の「等」について
- ・罠の設置数について
- ・委託業務を猟友会へ移行することについて
- ・捕獲した動物の殺処分後の処理について
- ・県の財政支援について
- ・捕獲従事者の資格取得の支援について
- ・累計の捕獲頭数について
- ・6年度の捕獲頭数について

#### ⑥AR等活用デジタルコンテンツ業務委託料

- ・年度目標について
- ・デジタル御城印取得の把握について

- ・ 予算の積算について
- ・ 工事等検査員の指定について
- ・ 観光客の状況について
- ・ 今後の新しいコンテンツについて

#### ⑦人権問題意識調査業務委託料

- ・ 前回意識調査の業者について
- ・ 見積を徴収した業者数について
- ・ 株式会社アイアールエスの受注実績について
- ・ 特記仕様書について
- ・ 質問項目の検討について
- ・ 意識調査からみえた町民の特徴について

### (2) 補助金・交付金

#### ①保育所等入所児童施設型給付費

- ・ 保護者からの保育料の徴収について
- ・ 保育料について
- ・ 0歳から2歳までの保育料がかかることによる町外転出者について
- ・ 年齢別の児童数について
- ・ 支出負担行為兼支出命令の処理に変更したことについて

#### ②観光農業推進協議会補助金

- ・ 補助率について
- ・ 補助額の算定について
- ・ ドローンによる薬剤防除方法について
- ・ 薬剤防除を行う会員について
- ・ 薬剤防除の実施について
- ・ 研修視察の費用について
- ・ 視察研修費と参加費のバランスについて
- ・ ドローン薬剤散布の費用額について
- ・ 個人への振り込みについて
- ・ 苗木の購入の確認について
- ・ 購入代金の支払いについて
- ・ 会計事務を行っている者について
- ・ 特産品開発事業の特産品の品目について
- ・ 購入する苗木の樹種について
- ・ 報告書の様式について

#### ③協働の道づくり事業補助金

- ・コンクリートの厚さについて
- ・残土の処理について
- ・協働の道づくり事業の開始時期について
- ・昨年の実績について
- ・今年度の申請状況について
- ・コンクリートの容量について

### (3) 工事請負費

#### ①議場設備整備工事（ライブ字幕機器設置）

- ・手話通訳者の手配の現状について
- ・近隣の自治体の導入の状況について
- ・導入後の手話通訳者の派遣について
- ・委員会での対応について
- ・導入後のランニングコストについて

#### ②町道107号線道路補修工事

- ・変更契約の理由について
- ・ストックヤードとの関連について
- ・工事費に支払いについて

#### ③町道1102号線道路整備工事

- ・今後の予定について
- ・町道番号について
- ・表層の厚さについて
- ・整備済みの距離について

#### ④保健福祉総合センター施設整備工事

- ・外壁タイルの落下の理由について
- ・予算額と契約額が同じことについて

#### ⑤総合体育館整備工事（屋根補修工事）

- ・総合体育館の建設時期について
- ・最近の利用状況について

#### ⑥防災行政無線更新工事

- ・合成音声放送の場合の職員の作業について
- ・地域ごとに放送をすることについて
- ・工事の進捗について
- ・警察からの放送依頼について

- ・起債について

## 6. 講 評

今回の定例監査は、前記4の監査目的を踏まえ、書類審査9件及び現地調査を伴う審査7件について、調査票、関係書類、担当職員からの説明聴取及び工事の出来高の確認等により実施した。

このうち「委託料」については、職員健康診断業務委託料など7件について、委託の目的・内容及び委託先の選定方法、委託成果品の検査並びに委託業務の履行確認は適切に行われているか等を監査した。

また「補助金・交付金」については、保育所等入所児童施設型給付費など3件について、補助の目的及び手続、公益上の必要性、補助の効果等の確認により監査した。

「工事請負費」については、町道107号線道路補修工事など6件について、整備状況の確認等により監査した。

以上16件について慎重に監査を行った結果、概ね適正かつ合理的に執行されていると認められた。なお、詳細は以下のとおりである。

### (1) 委託料

職員健康診断業務委託料は、寄居町職員安全衛生管理規程（以下「管理規程」という。）に基づく健康診断等の実施を委託するものである。健康診断の結果は、職員本人に通知されるほか、職員の健康管理上必要があるときは、産業医等の意見を聴き、勤務規制等の事後措置の実施に活用されている。常勤職員に加え会計年度任用職員が増加し、職員の任用形態も多様化しており、法令に規定する職員の適切な実施に配慮されたい。なお、管理規程第4条に規定する「衛生管理者」については、速やかな選任が望まれる。

婚活イベント業務委託料は、人口減少や少子化の一因となっている若年層の未婚化・晩婚化に歯止めをかけるため、婚活イベントを開催し、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を創出することを目的として令和6年度から開始した事業である。6年度は19人の参加者で5組のマッチングがあったところである。7年度は、結婚政策町民会議の提言等を踏まえ、事業内容を一部見直し、事業成果の一層の向上を図ったところである。

戸籍振り仮名通知書作成業務委託料は、戸籍振り仮名法制化に係る通知書の印刷・納品を委託するものである。戸籍関係業務の委託実績がある事業者に本件契約の性質及び目的が競争入札に適しないとして随意契約で業務を委託している。

地域福祉計画等策定業務委託料は、高齢者・障がい者・児童等の福祉分野における共通する事項を計画に盛り込み、地域共生社会の実現に向けた福祉分野の上位計画として策定するものである。庁内の関係課も多く、各種事業の推進に実効性がある計画の策定が望まれる。

アライグマ等外来野生生物捕獲業務委託料は、野生化したアライグマやハクビシンによる生活環境被害、農作物被害及び生態系被害を軽減させるため、アライグマ等の捕獲業務を委託するものである。近年の捕獲実績は、年度により変動があるものの概

ね250～400程度で推移しており、相当の実績があったものと認められるが、アラグマ等の行動範囲は行政区域内に限られるものではなく、また繁殖力も大きいことから根絶は容易ではない。委託事業者以外の一般町民等の捕獲従事者の養成や捕獲協力も併せて推進し、根絶に向けた取り組みを推進されたい。

AR等活用デジタルコンテンツ業務委託料は、令和5年度に作成した「風雲YotteG0！謎解き寄居町～鉢形城攻防戦」の更なる魅力向上を図るため新たなコンテンツを追加するものである。5年度の委託業者に委託しているが、支出負担行為決議書の契約方法欄には随意契約とした事由（地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号）を記載することが望ましい。

人権問題意識調査業務委託料は、人権・同和問題に関する町民の意識の現状を把握し、今後の人権教育・啓発に資することを目的とし、4年に一度実施するものである。年齢区分別に町民1,200人を対象としたアンケート調査方法で実施されているが、監査実施日現在で約35%の回答状況であった。調査項目は多岐にわたり、また質問数も38問と多くなっているが、回答率は概ね良好といえる。

## （2）補助金・交付金

保育所等入所児童施設型給付費は、児童福祉法第24条第1項で保育を必要とする子供に対し、必要な保育を確保するための保育の実施を市町村の責務と規定している。このため町内外の保育園等に児童の保育を町が委託することになり、入所児童数や委託内容を確認し、施設型給付費として支払うものである。必要経費の負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1で、7年度の予算額は4億2千7百万円となっている。

観光農業推進協議会補助金は、特産品開発事業として果樹栽培農家等で組織する寄居町観光農業推進協議会に対し、新たな農産物の研究・開発等の事業を補助の対象としている。この補助金については、補助対象とした協議会の規約では、役員として「会計」が置かれているが、現状、町職員が事務局として実質的な会計事務を行っており、今後見直しを検討されたい。また、支出の時期などを勘案した補助金の交付時期の適正化や定期総会における書面決議の常態化など協議会規約の形骸化が懸念される。

協働の道づくり事業補助金は、6,178路線753kmに及ぶ町道のうち未舗装の生活道路について、行政区が生コンクリートの原材料の支給を受け地域住民の共同作業により、簡易な舗装工事を行うものである。道路委員会等で事業のPRが行われており、7年度はこれまでに3件のコンクリート工事が施工されている。

## （3）工事請負費

議場設備整備工事（ライブ字幕機器設置）は、町議会議場傍聴席へのリアルタイム字幕表示機器を設置するものである。令和6年10月に寄居町手話言語条例が施行されたところであり、手話を習得していない聴覚障がい者などにも議場でのやり取りがリアルタイムで分かるようになったところである。今後、文字変換精度が向上すれば、利用範囲の拡大も期待できる。

町道107号線道路補修工事は、既存舗装の傷みが著しかったことから舗装工事を行ったものである。路線沿いにはごみ焼却場跡地に整備されたストックヤードもあるこ

とから、災害時の一時的な発生ごみのストック場所として利便性が向上するものと期待される。

町道 1102 号線道路整備工事は、大字用土地内の生活道路の舗装の打ち直しを進めるもので、3 期目の工事に当たる。順次整備工事を進め、将来的には県道寄居岡部深谷線までの接続を目指すものである。

保健福祉総合センター施設整備工事は、平成 8 年度に建設された寄居町保健福祉総合センターの外壁が、経年劣化等により外壁タイルが浮き、ひび割れ等により落下の危険性があることから、主に通路に面する部分の撤去、張替等の補修工事を実施したものである。今後本格的な改修工事が計画されるとのことであるが、外壁等を含めメンテナンスが容易な、実用性を重視した改修が望まれる。

総合体育館整備工事（屋根補修工事）は、総合体育館・アタゴ記念館アリーナに雨漏りがあることから越屋根トップライト補修塞ぎ工事等を実施したものである。総合体育館は各種スポーツ大会や産業文化祭等のイベントのほか、災害時の避難先としての利用も予定されており、温暖化の進行などの環境の変化に対応できる空調設備の整備が必要となっている。

防災行政無線更新工事は、役場に設置する親局設備と町内 77 か所に設置する子局設備を整備するものである。従前の防災行政無線に比べ音質等が向上している。非常時の緊急放送が頻繁に行われることを望むものではないが、万一の場合、必要な情報が町民に速やかに伝達され、防災を含め十分に活用されるよう運用されたい。

#### （４）意見・要望事項

今回の定例監査では、監査対象事業の進捗状況や事業効果について審査を行った。地域住民が協働して整備した簡易なコンクリート舗装道路が、泥埃や泥はねの防止に効果的で、利便性の向上に寄与していた。様々な機会をとらえ事業を P R し、事業箇所の拡大を図られたい。

職員の健康管理は、町の事務事業の円滑な推進を図る上で不可欠である。業務の複雑化、高度化が進行する中、業務に携わる職員（会計年度任用職員を含む）の負担も大きくなっており配慮が必要である。

なお、補助金等の申請書類に誤記等が散見された。また、補助対象としている事業や団体の状況が変化したことなどが伺えることから、必要により、現行の「補助金交付要綱」の見直しを検討されたい。